

参考資料集

第 4 回越谷市行政経営審議会

平成 31 年（2019 年）3 月 25 日

市民活動支援センターの使用料の算出過程
(活動室 A (67.16 m²)、B (81.15 m²) の 9 時～12 時枠)

<概要>

- ① コスト : 6,256万円
 <内訳>
 ・ 光熱水費 : 296万円
 ・ 施設維持管理費 : 2,966万円
 ・ 人件費 : 2,493万円
 ・ 減価償却費 : 453万円
 ・ 役務費 : 48万円)
- ② 延床面積 : 929m²
 ③ 1年間の稼働日数 : 359日
 ④ 1日の稼働時間 : 10時間30分

1 m²の1時間当たりのコスト計算

原価 ÷ 延床面積 ÷ 稼働日数 ÷ 稼働時間 = 17.86 円 / m²・時間

| | 活動室 A (9 時～12 時) | 活動室 B (9 時～12 時) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 計算式 | 17.86 円 × 67.16 m ² × 3 時間 | 17.86 円 × 81.15 m ² × 3 時間 |
| コスト…a | 3,598 円 | 4,348 円 |
| 受益者負担率…b (※現行方針) | 50% | 50% |
| (a × b) | 1,799 円 | 2,174 円 |

市民会館等の同等規模の会議室の使用料との均衡を配慮

<参考> 施設名 : 中央市民会館
 集会室名 : 第2会議室～第14会議室 (第10～13会議室除く)
 広さ : 65 m²から 70 m²程度
 使用料 : 800 円 (午前 9 時から正午まで)

| | | |
|--------|-------|-------|
| 現行の使用料 | 800 円 | 800 円 |
|--------|-------|-------|

※平成 24 年 6 月 1 日から供用開始

(2) 減免規定の一層の適正化について (改定案P11～P13)

公共施設を利用する対価としての使用料と、特定の役務に対する対価としての手数料は、受益者間において公平かつ適正でなければならないことから、現行の減免事由を改めたものです。

(現行の減免事由)

- ① 市の執行機関又は当該施設を管理する財団法人等が使用する場合
- ② 市の執行機関が認める団体等が公共的な理由により使用する場合
- ③ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障害者、その介護者又は障害者団体が使用する場合
- ④ 前各号に準ずる場合で特に必要があると認めるとき



(減免事由の改定案)

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者若しくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

減免事由の現・案比較

現行「減免の基本方針」

改定案「考えられる減免事由」

㊦ 市の執行機関又は当該施設を管理する財団法人等が使用する場合 **免除**

1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合

㊧ 市の執行機関が認める団体等が公共的な理由により使用する場合 **減額**

2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合

3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合

㊨ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障害者、その介護者又は障害者団体が使用する場合 **減額**

4号 生活保護を受けている者若しくは準ずる場合

5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合

㊩ 前各号に準ずる場合で特に必要があると認めるとき **減額**

6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合

7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

1. 使用料

(1) 使用料の減免の種類

- (ア) 免除
- (イ) 減額又は免除
- (ウ) 減額

(2) 利用主体

| 主な減免団体 | 市 |
|------------|--|
| | 市と共催の団体、市の後援が付いた団体 |
| | 社会教育関係団体（PTA 連合会、レクリエーション協会、体育協会、郷土芸能保存協会ほか） |
| | 青少年関係団体（ボーイスカウト連絡協議会ほか） |
| | その他（学校、指定管理者、自治会、行政上必要と認める団体ほか） |
| 個人に対する減免 | 障がい者（介護者含む） |
| | その他（市内在学者、5市1町内の小中学生及び引率者、生活困窮者ほか） |
| 特段の事情による場合 | 市長等が特別な理由があると認めた場合 |
| | 何らかの理由で減免する場合（被災等） |

(3) 使用料の収入額（平成 29 年度決算）

約 15 億 600 万円

2. 手数料

(1) 手数料減免の種類

- (ア) 免除
- (イ) 減額又は免除

※情報公開条例による「手数料を徴収せず」は減免の種類から外す。

(2) 手数料の収入額（平成 29 年度決算）

約 2 億 6, 600 万円

3. 使用料及び手数料の合計収入額（平成 29 年度決算）

約 17 億 7, 200 万円

市民以外の方の使用料の割増率等一覧

| 施設名 | 基本使用料（市民） | | 市民以外の割増率等 |
|--------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| | 利用エリア等 | 料金枠 | |
| ① 能楽堂 | 能舞台 和室 | 8,800 円 400 円 | 基本使用料の 3 割増 |
| ② 総合体育館 | 第一体育室 （全面） 第二体育室 （全面） | 14,400 円 2,800 円 | 基本使用料の 3 割増 |
| ③ 地域体育館 | 第一、第二 北、南、西 | 1,200 円 2,800 円 | 基本使用料の 3 割増 |
| ④ 野球場一面 | 市民球場 その他の球場 | 7,200 円 1,000 円／時間 | 基本使用料の 3 割増 |
| ⑤ 庭球場 | しらこぼと運 動公園 東越谷第二 その他庭球場 | 500 円／時間 500 円／時間 400 円／時間 | 基本使用料の 3 割増 |
| ⑥ コミュニティセンター | 大ホール 展示室 集会議室 | 46,000 円 6,000 円 900 円 | 基本使用料の 2 割増 |
| ⑦ あだたら少年自然の家 | 小学生・中学生 一般 | 500 円 1,500 円 | 小学生・中学生 700 円 一般 2,000 円 |
| ⑧ 市民プール・ジム | 児童・生徒 一般 60 歳以上 | 300 円 400 円 200 円 | 基本使用料の 3 割増 |
| ⑨ 男女共同参画支援セン ター | セミナールー ム | 1200 円 | 基本使用料の 3 割増（市外） |
| ⑩ 老人福祉センター | | 無料 | ※ 1 |
| ⑪ 市民会館（中央、北部） | 会議室 | 600 円 | 基本使用料の 3 割増（駐車 場除く） |

※ 1 老人福祉センター利用者のうち、60 歳以上の市外居住者は 200 円、その他の市外居住者は 400 円

6 使用料等の減免のあり方

(1) 使用料

① 減免の現状

施設使用料については、原則有料としている施設が多いが、施設によっては、設置者である市が使用する場合や特定の団体が公益のために使用する場合等、特別な場合は使用料を減免できることとなっている。

なお、減免の主な目的は次のとおりとなっており、施設ごとに設置目的を踏まえたうえで、減免の幅を決定している。

- ㊦ 政策推進のため
- ㊧ 経済的支援のため
- ㊨ 公益上の必要性のため

② 減免の問題点

①に挙げた目的により各施設において使用料を減免しているが、負担の公平性・公正性の観点から見ると次のような問題点が考えられる。

㊦ 【受益者負担の原則が損なわれる】

公共施設の使用料は、民間施設と比較すると一般的には低額に設定されていることから、さらに減免することによって受益者負担の原則が損なわれるおそれがある。

㊧ 【受益が偏る】

減免の適用範囲を広げることにより、負担の公平性が確保できず、受益が偏ってしまう。

特に、市から補助金等により財政的援助をしている団体等にあっては、減免することにより、いわゆる二重の補助となり、他の者との経済的負担の格差がさらに広がってしまう。

㊨ 【行政への依存化傾向が強くなる】

減免の適用範囲を広げることにより、必要以上に行政への依存化傾向が強くなり、使用者の自立・自助を妨げるおそれがある。

㊩ 【減免の既得権益化】

一度減免とすると、減免が既得権益化してしまい、後に使用料を徴収することが難しくなる。

③ 減免の基本方針

市の施設を維持管理していくためには、管理要員の人件費をはじめ、電気、水道、ガス等の光熱水費や清掃、修繕等の費用が必要となるが、使用料を減免すればその分

これらの経費を税金で賄わなければならない。

しかしながら、税金を支払っている市民の中には市の施設をほとんど利用しない人も存在することから、自分の支払った税金を自分が使用していない施設の維持管理費に充てられてしまい、負担の公平性が損なわれることとなる。

このような状況を踏まえたうえで、前述②の問題点を解決していくためには、いかなる施設であっても、原則として2－(3)の「受益者負担の原則」の考え方に基づき、使用料を徴収する必要がある。そして、そのうえで、施設の設置目的に応じ、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮し、具体的な適用基準を明確にして減免の対象としていく必要がある。

なお、本市の減免の基本方針は、次のとおりとする。

【減免の基本方針】

- ㉞ 市の執行機関又は当該施設を管理する財団法人等が使用する場合 免除
- ㉟ 市の執行機関が認める団体等が公共的な理由により使用する場合 減額
- ㊱ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障害者、その介護者又は障害者団体が使用する場合 減額
- ㊲ 前各号に準ずる場合で特に必要があると認めるとき 減額

(2) 手数料

手数料についても、法令等に特別の定めがある場合を除き、使用料と同様の取り扱いとする。

5 使用料等の減額・免除の考え方

使用料等は、個別の財・サービスの受益者に一定の負担を求めるものですから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除（以下「減免」）の措置はあくまでも例外の措置と言えます。

特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになりますから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。

このことから、減免は以下の事由が考えられます。

考えられる減免事由

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

これらを減免の事由に掲げたのは次の理由からです。

- ア、公的な団体が公共・公益の目的で利用するからです。
- イ、障がい者等に対する経済的支援や社会参加の促進等の目的からです。
- ウ、生活困窮者に対する経済的支援からです。
- エ、損害を被った被災者（被害者）等に対する経済的支援等からです。
- オ、その他の事情に対応できるようにするためです。

なお、これらの減免事由を、既存の全ての施設に直ちに求めるものではなく、新規施設の設置や既成の例規、運用の見直しの際の指標として位置付けるものです。

これらの事由のうち、公の団体による公の目的のための利用に対する考え方及び障がい者に対する考え方は、次のとおりです。

●公の団体による公の目的のための利用に対する考え方

[越谷市地区センター設置及び管理条例施行規則]、[越谷市交流館設置及び管理条例施行規則]、[越谷市公民館設置及び管理条例施行規則]、[越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則] 及び [越谷コミュニティセンター条例施行規則] では、減免事由の一つに、「公の団体による公のための利用」を掲げています。そのほか、[越谷市行政財産の使用料に関する条例] に掲げる減免事由は、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため」としています。また、公共団体、公共的団体とは行政実例において、次のとおり定義されます。

- ☞公共団体とは、普通地方公共団体、特別地方公共団体、協議会、公社、公団、事業団、土地改良区、健保組合、共済組合、公立の学校・病院等 必要な公権力の行使が認められている団体とされています。
- ☞公共的団体とは、農業、漁業、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会館等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人たると否とを問わないとされています。（※昭和 24 年 1 月 13 日行政実例）
- ☞また、公益法人もその具体的活動が公共的活動に及ぶ限り公共的団体等に含まれるとされています。（※昭和 34 年 12 月行政実例）

このような例規の規定や行政実例から、公用とは公共団体が自身の業務のために、公共用は公共的団体が公共の福祉のために、公益事業は公共の利益のための事業と整理できます。そして、公用若しくは公共用又は公益の共通項は事業の対象（相手）が“不特定多数”ということです。

このことから、減免の条件を利用団体が「公的」であることと、利用目的に「公共性等」があることとします。

したがって、たとえ公共的な団体であっても公益性の無い（＝私的）事業活動であれば減免の対象から除外します。

●障がい者（障がい者団体を含む）に対する減免の考え方

障がい者は、普段の生活で様々な経済的な負担や物理的障害に直面していることから、社会参加への機会の制約を余儀なくされているなどの現実があります。

「障害者基本法」¹及び「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」²の規定からも、減免の措置は継続するものです。

¹ 障害者基本法

第 24 条（経済的負担の軽減）「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」

第 25 条（文化的諸条件の整備等）「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」

² 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例

第 1 条（趣旨）「この条例は、障害者基本法第 24 条の規定に基づき、障害者、その介護者及び障害者団体の利用に係る公の施設の使用料を減額することにより、障害者、その介護者及び障害者団体の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図るものとする。」 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例施行規則

第 3 条 別表 基本料金の 2 分の 1